

「新潟市移動等円滑化促進方針策定検討協議会」開催要綱

(目的)

第1条 本会は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第24条の4第1項に規定する協議会として設置し、次に掲げることについて、学識経験者、関係団体、交通事業者、関係行政機関等からの幅広い意見を聴取し、多方面から意見交換等を行いながら検討することを目的として、新潟市移動等円滑化促進方針策定検討協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(1) 法第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針の内容に関すること

(2) そのほか、協議会が必要と認めること

(委員構成)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

(1) 関係する分野に見識を有する者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 関係団体の職員

(4) その他市長が必要と認める者

(委員任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会の進行を行う。

3 副会長は、会長が欠席の場合にその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要な都度市長が招集する。

2 市長が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

3 協議会の会議は、公開とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市政策部都市交通政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。